

## 【事案2の概要】

### 教員の懲戒処分について

#### 1. 当事者

職名 准教授（男性）  
年齢 40歳台

#### 2. 事実の概要

神戸大学准教授は、研究室に所属する学生に対し、「幼稚すぎて指導するレベルに達していない」「君は完全にダメな人間や」などと人格を否定する言動を繰り返した。また、他大学の大学院に合格した学生に対し、「研究室の内容を持ち出される、盗作される……、こいつにはもう指導しない」等不適切な発言を行ったことが複数の学生の証言から明らかになった。

研究室において威圧的なゼミ運営を行い、学生からは「長時間にわたって理不尽な叱責が課される場」との証言も届いている。さらに、調査過程において、過去にも複数の学生が研究科長に相談したことにより、研究科執行部から反省と学生指導の適正化を促されていることが確認できた。

今回のハラスメント相談をきっかけに学生指導、研究室運営においてハラスメント行為と認定される事実が確認されたこと、また、過去に上司から指導されているにもかかわらず、不適切な行為が繰り返された。

一連の行為は、大学教員として職務上の責任を自覚し誠実かつ公正に職務を遂行していないものであり、さらに、相手の意に反する言動等を行うことにより、相手が学業を行う上で不利益を与え、教育及び研究のための環境を悪化させるものであり、本学の規則に反するものである。

当該教員の行為は、神戸大学職員就業規則第58条第1項第9号「ハラスメントと認められる行為があった場合」に該当することから、同規則第59条第1項第3号の規定に基づき懲戒処分として、「停職1月間」とした。